

令和7年度第1回福岡市総合図書館運営審議会 議事録

1 日 時：令和7年8月5日（火）14：00～15：40

2 場 所：福岡市総合図書館 3階 第1会議室

3 出席者：委 員）矢崎 美香、星子 奈美、大田 豊美、吉武 光洋、倚松 満、貞包 俊晴、
上村 篤子、白川 義人、白根 恵子、藤村 興晴、脇山 真治、田中 優、
藤 政江（計13名）

事務局）深堀総館長、松崎館長、永長運営課長、立石図書サービス課長、

茅野文学・映像課長 他

傍聴人）1名

4 議事録

1. 開 会

総館長挨拶

2. 議 事

議題 福岡市総合図書館ビジョン（第2次）の素案について

まとまりを持って議論を進めていくため、前半と後半に分けて説明し、質疑応答。

事務局より「福岡市総合図書館ビジョン（第2次）の素案」の前半（目次項目1～5）を説明。

委員	概ね今までの課題の整理については、私もこの通りだなと思うが、素案6ページの一番上に「課題解決型サービス機能の充実に向け、利用者の課題や問題を的確にとらえる能力が図書館に求められている」とある。 この表現では、課題解決型サービス自体がどの範囲を指すのか利用者は分かりにくいのではないかと思う。 図書館に来れば何でも解決するとは当然誰も思わない。何を図書館に問い合わせたらいいのかという部分をもっと明確にすることが、このサービスをもう少し際立たせることになるのではないか。表現が総花的と思う。 また、「職員の資質向上を図る」という記述についても、どちらの方向に向かって専門性を向上するかということにも関係するので、課題解決型サービスについては、もう少し具体的に検討した方がいいのではないか。
事務局	原案作成に向け、委員の言われた表現についても、方向性を踏まえ記述できるようにしたいと思う。
委員	素案5ページの「（2）図書館機能・サービスの向上」の1番目の項目に「本の品揃えに対するニーズが高い」という表現があり、確認したいことがある。 以前事務局から「福岡市はベストセラーや人気がある本について、大量購入はしない。」と聞いたが、実態として、そのような本にはすぐに何十人、本によっては

事務局	100 人以上の予約待ちになってしまう。人気のある本は時間が経過すれば需要も減るので、在庫の問題もあると思うが、現時点で、ベストセラーなどの購入基準があるのか。 基本は 1 冊購入。人気がある本とか予約が多い本は、複本として、さらにもう 1 冊購入している。 多く購入すると、地元の書店でも販売しているので、その点も勘案しながら図書館では購入をしている。
委員	素案 5 ページの「(2) 図書館機能・サービスの向上」についてだが、福岡市のサービス機能を充実させるので「さあ皆さん来てください。」という話は分かる。 しかし、これから先 10 年を見据えたときに、図書利用者を呼びこむだけではなく、図書館から積極的に出向いていくという観点が、課題としてちょっと読み取れなかった。 攻めのマーケティングという大げさかもしれないが、今の時代、お店に来てくださいではなくてお店の方からお客様に出向いている。これから先の 10 年は、おそらくそういう状況がもっと拡大していくはず。予算や人手の確保という問題もあると思うが、ぜひ図書館が福岡市民の方に積極的に出向いていくことについても、課題として考えてほしいと思った。
委員	前の委員の発言に少しかぶるかもしれないが、以前も伝えたことだが、福岡市の場合、1 点豪華主義、豪華な総合図書館を中心に各分館が配置されている。 利用者にとっては身近な図書館が大事。統計でも分かるとおり、百道など総合図書館周辺地区の貸出率。利用率は非常に高いが、図書館が近くにない地区の利用率はやはり低い。そういう状況を考えると、出前図書館のようなものもあるかもしれないが、まずは既存の分館や公民館を充実させるべき。よく利用する中央図書館と総合図書館を比べると、どうしても見劣りする。古い建物にお金をかけて充実させてほしいという訳ではないが、今までの 1 点豪華主義的な方式は、今後の課題ではないか。これから先の 10 年間を見据えるならば、この点についても少し方向転換した方がよいと思った。 分館などの充実について現在何か考えているならば、もう少し分かりやすく教えてほしい。
事務局	現時点での確かな回答はできないが、先ほどの説明にもあったが、国の方では、図書館や学校図書館の運営の充実に関する有識者会議の中で、地元書店との取り組みなど、現在いろいろ議論されている。福岡市としても、具体的なものは今はないが、地元の書店、学校図書館、地域、公民館なども含め、検討していきたい。

委員	素案 6 ページの一番上の課題解決型サービス機能の充実の中で触れている専門研修の件。 子どもの読書活動の支援で私が携わっている小学校では、特別支援学級の子どもの数がどんどん増えており、最初の頃は 3、4 人だったが、今は 40 数人まで増えている。また、いろんな理由で、クラスでは過ごせない子どももたくさんいる。 このような子どもたちに読書活動の支援をする場合、専門的な、一人一人に寄り添った対応が必要であり、その支援のために学校図書支援センターがあると思う。 ただ、図書館のそういう職務を担う人は、3 年程度の短期で異動すると聞いたことがあり、経験の引継ぎや新たな課題や問題への気づきがうまくいかないのではないかと不安に思う。たからこそ、専門研修に加え、図書館に専門職を配置したらどうかと思うがいかがか。
事務局	特別支援学級が増えてきていることは承知しており、先ほど委員が言われたとおり、学校図書館支援センターでは、特別支援学校や小中学校も含めて、様々な支援を行っている。 職員については、2、3 年で異動することではなく、5、6 年程度在籍し、専門知識を蓄積し、異動の際は次の新しい職員へ引き継ぐことなども考えている。 また、先ほど話をした読書バリアフリー法なども整備されてきており、専門研修もしっかり受講させ、障がいを持った子どもやその保護者にも対応できるよう、職員の知識向上に努めていきたい。
委員	素案 6 ページの三番目の項目でフィルムアーカイブのことが書かれているが、国内で 2 ヶ所しかない国際フィルムアーカイブ連盟への加盟施設であり、非常に良い着眼点だと思う。国内に 3,000 ぐらいある図書館において、フィルムライブラリーや視聴覚センターを設置しているところはいくつもあると思うが、国際フィルムアーカイブ連盟に加盟している図書館はここだけで、全国に自慢できる差別化できる本当に大事な要素だと思うので、ぜひアピールしてもらいたい。 ただ課題は、整理保存活用の話がほとんどで、長寿命化も大事だと思うが、市民に提供すべき映像が毎年たくさん出てくる状況を考えると、ぜひ予算の範囲で購入収集することも課題に入れてほしい。 以前から予算確保が難しく、購入がほとんどできず寄贈や寄付に頼るような状況と聞いているが、収集を続けながら、整理保存し活用するというバランスが大事だと思う。アピールも大事だが、ぜひフィルムの収集も継続してほしい。
委員	素案 5、6 ページに記載されている「図書館機能・サービスの向上」についての意見が多いようだが、その他の「誰もが利用したくなる、快適な図書館づくり」、国の施策も出てきている「子どもの読書活動の支援」について、質問は無いか。 質問が無いようなので、後半部分の説明をお願いする。

事務局より「福岡市総合図書館ビジョン（第2次）の素案」の後半（目次項目6～8）を説明。

委員	説明があった部分は今後の基本方針、テーマ出しの話だと思うが、この先10年を見据えるのであれば、今後どのように社会が変化していくのかを確実に視野に入れ検討しなければ、第2次ビジョンは失敗してしまうのではないかと。 今後ネット社会がベースになるのは間違いなく、今の素案の表現を見ると、紙ベースだけの図書館のイメージしかない。紙ベースが悪いというわけではなく、紙媒体の残し方もあると思うが、紙媒体以外の部分が拡大しつつある中で、この表現はどうか。 ネット社会に移行中の今、既存のメディアであるテレビも大きく揺らぎ、新たな枠組みの構築が予想される中で、紙媒体が中心であった図書館の業務を新たなネット社会にどのように適応させていくのか、必ず第2次ビジョンの中に盛り込まないといけないと思う。 例えば素案9ページの「《基本方針5》デジタル化によるサービスの向上」は、「デジタル化＝コンテンツ（情報）」の時代になろうとしているときに、「デジタル化＝サービス」という表現はおかしく、適切な表現が必要なのではないか。 もう一步踏み込んで、具体的なコンテンツの例を挙げるとするならば、漫画やアニメだと思う。これらは日本文化として海外からも評価されており、そういう状況を見無視して、今までどおり今後も図書館では取り扱わないのはいかがなものか。 もちろん検討の結果、取り扱わないという結論でも構わないが、取り扱わない理由もきちんと表明しないと、利用者の理解がなかなか得られないと思う。 あそこの図書館は漫画もアニメも無いから利用しないと思う人も今後増えてくると思うので、紙媒体ではない、文章ではないという理由で対象外とするのではなく、総合コンテンツとしてもっと融合が進むと思われる次の10年では、やはり漫画やアニメを図書館で取り扱うべきではないかと感じる。 個人的には、予算の問題もあると思うが、漫画やアニメもどんどん取り入れるべきと考える。最近は著作権の制限がかからない古典といわれるものが徐々に増えており、そういうものへの評価も含め、図書館で取り扱うのはどうだろうか。 今無料で読める古典はネット上たくさんあり、それは視聴者からではなく別のところから利益を得る仕組みがあるからである。つまり著作権者に利益を供与するビジネスモデルが出てきているということで、そういう流れを踏まえ、図書館は何ができるのか検討すべき。今後の大きなテーマだと思うので、デジタルサービスという細かい部分ではなく、もっと大きな視点で再度検討をお願いしたい。
事務局	「《基本方針5》デジタル化によるサービスの向上」だが、電子図書館を含むデジタルコンテンツについては、図書館における貸出に利用できるものがまだ限られており、今後も業界や市場の動向をしっかりと把握しながら、取り組んでいきたい。 またご指摘のあった表現については、どういう形で盛り込めるか、原案に向けて整理したいと思う。バランスのとれた資料収集というところを中心に、そのあたり

	も反映できればと考えている。
委員	まずは誤字について。素案 7 ページの三段目、「また、「第 10 次福岡市基本計画」では、・・・それぞれの知識や経験を生かし・・・」とあるが、「生かす」ではなく「活かす」ではないか。
事務局	確認し修正したい。 (「第 10 次福岡市基本計画」を確認した結果、「生かす」と表記しているため、修正は行わない。)
委員	また素案 8 ページ以降に記載された図書館像を考える上で、様々な全国の事例を集めたのではないかと思います。 私が知っている事例としては、ビジネス本の充実、ビジネスマンがコワーキングスペースとして利用しやすいような空間づくりなど、ビジネスマンに特化した図書館。子どもの読書離れへの対策の効果が出て、多い時は 1 日で 1,000 冊ぐらゐの本が借りられているという長野の小学校の図書館。 様々な取り組みがあると思うが、私個人としては、年齢や職業などに関係なく全ての人を対象にした利用促進の取り組みはすごく難しいと思っている。ビジネスマン、学生、子どもなど対象によって、求めているものは異なるので、全体に対す発信とは別に、福岡市はどのような特定層を呼び込みたいのか。特定層に対してどのような具体的施策をとるのか今後示してほしい。
委員	素案 8 ページ以降の基本方針については特に異論はないが、今後定める具体的な実施計画をイメージできるかという観点で基本方針を読んでみた。 「《基本方針 1》誰もが利用しやすいサービスの提供」中の貸出返却拠点の拡充については、具体的な検討内容は分からないが、例えば公民館やコンビニと連携して一気に数十の拠点を増やすことを個人的には期待してみた。 また、素案 10 ページの「《基本方針 7》子どもや保護者を対象とした取り組みの充実」や「《基本方針 8》学校図書館との連携強化」中の「地域との連携」、「学校図書館との連携」という表現が気になる。これまでも様々な報告書等で「連携」という言葉が何度も出てきたが、具体的イメージが難しかった。その点は今後の注意事項だと思う。 あと、素案 9 ページの「《基本方針 6》文書資料、映像資料の収集・保存と活用」については、予算措置も含め、ぜひ収集に取り組んでほしい。ただ、映像資料の収集・保存と活用の実態は映画が中心であり、市民が、映画以外の映像資料をこの方針から具体的にイメージできるのか疑問である。映像と映画の言葉の使い分けについて注意が必要ではないか。 最後に素案 11 ページの「(1) 事業計画及び成果指標」はいいことだと思う。

	適切な数値目標の設定により適正な評価ができるので、難しい部分もあるかと思うが数値目標の設定に努めてほしい。図書館職員のモチベーション、意気込みなど数値化できない部分は添え書きすればよい。
委員	基本方針とはずれるが、専門職員の充実は大事。建物の更新も大変だとは思いますが、人材を育成するには、お金のほかに時間もかかる。 私は福岡市文学館の委員を長年務めているが、年々予算が減り、職員も疲れているように見える。 予算や人材の部分が手落ちになってしまうと、サービス向上も絵に描いたもちに終わるので、その点はぜひお願いしたい。
委員	素案 8 ページの「《基本方針 1》誰もが利用しやすいサービスの提供」の 2 項目に、読書バリアフリーの観点からサービスや図書資料の充実を図ると書かれているが、図書資料の充実は、「《基本方針 3》図書資料・情報の幅広い収集・保存」にも書かれている。その点が重複している印象を受けるので、整理が必要ではないか。 また、素案 6 ページの「(2) 図書館機能・サービス」の課題として、電子図書館やデジタル貸出カードの認知が少ないことが挙げられているが、電子図書館やデジタル貸出カードについては、「《基本方針 1》誰もが利用しやすいサービスの提供」の具体的取組に挙げられるのではないかと。
事務局	図書資料の充実については、表現を整理したい。 また、電子図書館や貸出カードの活用の基本方針への位置づけについては、参考にさせていただく。
委員	前半の説明部分に戻るが、素案 6 ページの一番上の課題解決型サービス機能の充実についてだが、図書館関係者ならすぐに具体的な課題解決型サービスが何か思い浮かぶが、図書館への関心があまり無い方は、課題解決型サービスとはどういうものか分からないと思う。 基本的方針は図書館に詳しくない方も読むという大前提で、課題型解決サービスがどういうものか説明した後に、課題解決型サービスの問題を説明する構成で整理した方がよい、 また、課題解決型サービスには、ビジネス支援、健康医療情報や法律など、職員に一定の専門的知識が求められる。きちんと利用者にサービスを繋げるためにも専門研修は必要と思うので、ぜひお願いする。
事務局	課題解決型サービスの表現については、先ほど別の委員からも指摘があったところであり、併せて、図書館利用者ではない方にもしっかりとこのサービスが伝わる

委員	よう、整理したい。 素案 8 ページの「《基本方針 8》学校図書館との連携強化」について、小学校関係者として思うことがいくつかある。 調べ学習や授業で読んだ本を起点に知識を広げていこうとすると、学校図書館の蔵書は、古い情報が多くまた種類も少ない。 そのため、今までは教師があらかじめ総合図書館で必要と思われる本を借りてきて子どもたちに与えていたが、これからは子どもたちが知りたいと思ったときに、1 人ずつに貸与された端末を使って図書館と繋がり、自分で本を借りたり、知識を得たりしてもらうことが大事だと思っている。 子ども自身で知りたいことを解決できたら、読書の楽しさ、図書館の素晴らしさが子どもたちに伝わるのではないか。 図書館が近くに無い子どもは、保護者がいないと図書館に通うのは難しいが、図書館の素晴らしさを知っていれば、中学生や高校生になれば、図書館を利用するはずだ。 生涯学習という視点からも、私たちは、授業を通して、子どもたちが図書館を利用できるようにしていきたいと思う。 私の勤務している小学校では、今までは週 1 回臨時の方に対応してもらっていたが、やっと学校司書が配属され、夏休み明けからは週 2 回の勤務となる。 学校としても、単に本の貸出を行うだけでなく、授業の中で本の良さや図鑑の調べ方を子どもたちに伝えてもらうなど、授業の中で司書をどのように活用していくか、今後司書の活用方法について考えていきたい。 また私が所属している図書館研究委員会では、授業に司書を活用することを全市に広げたいと考えている。採用された学校司書の中には経験が無い方もいるので、ぜひ図書館には、研修講師として、学校司書の資質向上を支援してほしい。
事務局	まず 1 人 1 台貸与された端末の活用は、電子図書館との連携のことだが、電子図書館のコンテンツは、予算の問題のほか、提供されるコンテンツの品揃えがまだまだ不十分という問題がある。今年度は、中高生向けの読み放題パック等を導入して、できるだけ利用しやすい環境を少しずつ整えている。 学校司書については、先ほども言われたが、今年度から司書資格を有しない方も 100 名以上採用され、活躍されている。学校図書館支援センターでは、図書館職員が学校司書研修に直接講師として出向き、知識の提供や疑問応答を通し、学校司書を支援している。 また、学校図書館は、本を貸す場所以外にも子どもたちの居場所など色々な活用方法があると聞いている。図書館としては、学校図書館と協力しながら、第 2 次ビジョンの基本理念にも書いているとおり、子どもたちを明るい未来へつなげていきたい。

委員	私の勤めている学校は、小学校1年から中学校3年生が在籍しており、9学年の読書活動の実態をつぶさに見ることができる。今の子どもたちは、ベビーカーで泣いていればタブレットでお伽話を見せられて育ってきている世代であり、学習指導要領の中では、図書館に学習情報センターという機能を持たせようとしているが、本校ではうまく機能していない。 もちろん、我々側の問題があるのだが、小学生は昼休みを中心に図書館を利用しているが、中学生になると、読書離れが急速に進む。読書以外の趣味ややりたいことが多く、学校が終われば塾や習いごとに通い、読書の時間が無かったりする。 学校としては、国語科の学習や授業の中で、本や新聞の楽しさをしっかりと指導しているつもりだが、なかなか読書に結びついていないのが現状だ。 小学生については、夏休みの宿題として学校図書館から3冊借りて読むようにしていたが、小学校高学年である五、六年生については、学校図書館ではなく、近くの分館で本を借りるようにさせたらどうかなど、今後色々な取り組みを考えているところだ。
委員	素案10ページの「図書館像3 夢につなげる～子どもの豊かな心を育み、支える図書館」について、思うことがある。 私が勤めている公民館では、子どもの授業を講堂で実施した後、隣の絵本がある部屋で、親子一緒に、絵本の読み聞かせを行うことができるような取り組みを行っている。 やはり小さい頃から本に親しむ機会があった方がよいと考え、絵本の紹介、年齢別の絵本の紹介など、毎週水曜日にイベントや取り組みを行っており、そういう時に安心して子育てができる環境として、本のある部屋で話をしている。 理想は、素案にも書かれているような参加者同士が共感・交流できるようなイベントだが、具体的にどういうものがあるのか、ぜひ教えてほしい。
委員	素案11ページの「8 第2次ビジョンの推進に向けて」という話だが、第2次ビジョンの計画期間10年はすごく長い。10年一昔と言われていたが、今は5年大昔だ。事業計画は5年ごと設定されるがそれでも長い。ビジョンの見直しをいつ行うのか考えておいた方がよい。 見直すことを恐れない、その位の気持ちを持って、第2次ビジョンの10年間を取り組んでほしい。
委員	私は出版社を営んでおり、福岡市内で「BOOKUOKA」という本のお祭りを仲間と一緒にボランティアで開催してきた。福岡市では本が売れないという書店の嘆きを聞いて、なぜこんなに人口が多いのに本が売れない、読まれないのかということで、まずは自分たちで本を使って遊んで楽しんでやろうと考えたのが始まりであ

	る。啓蒙的な部分は省き、路上での古本市など初回を含め、15 くらいのイベントを行ってきたが、多くの人が集まり、本はまだ見捨てられていない、本好きはまだ炙り出す余地はあると勇気づけられた。 別に出版業界の救済策としてやっている訳ではなく、未来に本の種をまきたいという思いでやっている。 この前、行政区域に本屋が無い福岡市周辺のとある自治体の図書館の館長と司書の方が2人で来られ、どうしたら、本に興味を持ってもらい、図書館に人を呼び込むことができるか意見を求められた。 その際、自由に考えれば本には様々な遊び方があり、工夫すれば、本や図書館に関心を持ってもらえるようなイベントやアイデアがいっぱいあると思い、思いつくりのことを伝えた。 今の傾向としては、子どもへの施策もあるが、一度本から離れてしまった大人たちも、分館で行われている読書会などに参加して活気づくなど、図書館がある種のサードプレイス化してきており、本を借りたり調べたりすることに限らず、図書館の利用方法にはまだのびしろ、余白があると思う。 そういう部分も利用者のニーズになるのではないか。社会人も、人と人との対面での触れ合いを逆に求める時代になってきていると思う。 確かに中学生ぐらいから本離れが進むが、朝読や見学した高校生のビブリオバトルでの熱気を踏まえると、まだ望みを捨てるべきではないと思っている。 本離れについては、安易に子どもたちの問題とするのではなく、積極的に図書館の外に繰り出し、本をもっと身近に届けられるよう努めるべきだ。
委員	素案7ページの「基本理念 未来へつなげる知のひろば」の中で「読書の楽しみを提供」、「すべての子ども・若者が夢を描きながら健やかに成長している社会」の実現に寄与し、・・・「知のひろば」を目指します。」と書かれている。 これが、素案10ページの「図書館像3 夢につなげる～子どもの豊かな心を育み、支える図書館」と繋がっていると思うが、基本理念と図書館像3の書きぶりを比べると、基本理念での記述があまり目立たない気がする。 基本理念のタイトルの「知」には、全ての知りたいが含まれていると想像しているが、小学校低学年や幼稚園児、赤ちゃんの場合、「知りたい」という気持ちもあると思うが、こちらから知識の種を植えるというような印象を受ける。 この時代は、心の土壌を育てる時代だと思うので、本の楽しさ、声を聴く楽しさ、コミュニケーションをとる楽しさを通じて、言葉を覚えるなど、子どもの成長が始まる。具体的にどうしたらよいか思い浮かばないが、こういうイメージをどこかに盛り込めたらいいなと思う。子どもに携わる者としては、知への偏重とまでは言わないが、そういう風に見えてしますので、ぜひ検討してほしい。
委員	他に質問等が無ければ、私の方から本日のまとめを行う。

	様々な意見が出たが、一つ思ったのが、複本購入に関する図書館側からの広報が行き届いていないのではないかな。 同一タイトルの貸出をするためには、図書館は複本を多く所蔵することにつながり、利用者の利便性は高まるが、著作物の販売機会を減らすことになり、著作権者の利益を不当に害するおそれがある。そのため、複本の収集は公正な利用の観点から適切に行っている旨を図書館がホームページ上などで利用者に説明する必要がある。何の説明も無いまま、人気のある本の貸出が予約から半年以上かかるとなると、利用者の不満も増え、場合によっては利用率の低下まで波及するのではないかなという懸念もある。だからこそ、「著作権者の利益を不当に害さないために、複本の収集は公正な利用の観点から適切な冊数としていますので、予約が多い本については貸出に時間がかかる旨ご了承ください。」と利用者に仕組みを理解してもらるように、図書館側から広報することが大事ではないかな。 また、文章中の文言の使い方で、誤解を招くようなところがあるという意見も出た。その点を補足すると、「資料」という言葉は、現在の図書館司書課程では、「情報資源」と表現される。資料にはデジタルも含めるので、「資料」という表現では、紙媒体という限定的なイメージでとられてしまうからである。 先ほど言われていた「映像資料と映像」、「映画と映像資料」の違いについても、どういうものが対象になるか丁寧に書き加えることで、より分かりやすいものになると思われる。 そのほか、利用対象者別のサービスについて、各委員から様々な意見が出された。 個人的には、利用者サービスが多様化しており、文章中に、それぞれの利用者のメリットは何か、明示する必要があると思う。 例を挙げると、「こういう関わり方をするにより、自分にこういうメリットがある。」という表現。小学生の場合は「読書をするにより、表現力や読解力が上がる。」と言える。 PISA（国際機関による世界的な学習到達度調査）の成績不振に伴い、読書活動推進に文部科学省もとても力を入れており、図書館がどういうふうに関わり、読書活動にどのような影響を及ぼすのか、もう少し踏み込むことにより、具体的な施策が見えてくるのではないかな。 さらに様々な国の人が日本に来訪し、滞在されている現在、そういう方々に、図書館からどのように働きかけ、図書館を利用してもらうのが求められる。 利用者別にどのように働きかけるか具体的イメージを示すことが、利用者に理解してもらうことに繋がる。 皆さんの意見をうまくまとめられたか分からないが、事務局は、本日の意見を参考に、原案を取りまとめてほしい。
--	--

3. 閉 会 館長挨拶